



~~~~~

平成 2 7 年 第 2 回

本別町議会臨時会会議録

~~~~~

自 平成 2 7 年 4 月 2 3 日
至 平成 2 7 年 4 月 2 3 日

本 別 町 議 会

.....

平成 2 7 年 第 2 回

本別町議会臨時会会議録

.....

自 平成 2 7 年 4 月 2 3 日
至 平成 2 7 年 4 月 2 3 日

本 別 町 議 会

平成27年本別町議会第2回臨時会会議録

平成27年4月23日（木曜日）午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	承認第 1号	専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
日程第 6	承認第 2号	専決処分の承認を求める件（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正）
日程第 7	議案第 40号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 8	議案第 41号	本別町国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第 9	同意第 2号	教育委員会教育長任命について同意を求める件

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	承認第 1号	専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
日程第 6	承認第 2号	専決処分の承認を求める件（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正）
日程第 7	議案第 40号	本別町税条例等の一部改正について
日程第 8	議案第 41号	本別町国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第 9	同意第 2号	教育委員会教育長任命について同意を求める件

○出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

○欠席議員（〇名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	吉井勝彦君	総務課長	大和田収君
農林課長	工藤朗君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	能祖豊君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	毛利俊夫君	総務課長補佐	三品正哉君
建設水道課長補佐	高橋優君	教育長	中野博文君
教育次長	佐々木基裕君	社会教育課長	菊地敦君
学校給食共同調理場所長	久保良一君	農委事務局長	郡弘幸君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田収君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	鷺巣正樹君	総務担当主査	松本恵君
総務担当副主査	塚谷直人君		

○議長（方川一郎君） おはようございます。開会前に、砂原副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

○副町長（砂原 勝君） おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、平成27年4月1日付人事異動によりまして、説明員であります課長職の異動がございましたので、私より職名と氏名を紹介させていただきます。

まず、向かって右側の前列でございます。会計管理者出納室長の吉井勝彦です。

○出納室長（吉井勝彦君） 吉井です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） 2列目にいきまして、企画振興課長の高橋哲也です。

○企画振興課長（高橋哲也君） 高橋です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） 一番後ろの席になります、左側から、地域包括支援センター所長の飯山明美です。

○地域包括支援センター所長（飯山明美君） 飯山です。よろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） その隣、保険福祉課長兼総合ケアセンター所長兼健康管理センター事務長の村本信幸です。

○保健福祉課長（村本信幸君） 村本です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） その隣、養護老人ホーム所長兼特別養護老人ホーム所長の井戸川一美です。

○老人ホーム所長（井戸川一美君） 井戸川一美と申します。よろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） その隣、子ども未来課長の太橋堅次です。

○子ども未来課長（太橋堅次君） 太橋です。よろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） 次に、向かって左側の前列でございますが、社会教育課長兼中央公民館長兼体育館長兼図書館長の菊地敦です。

○社会教育課長（菊地 敦君） 菊地です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） 2列目にいきまして、農業委員会事務局長の郡弘幸です。

○農委事務局長（郡 弘幸君） 郡です。今後ともよろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） その隣、学校給食共同調理場所長、久保良一です。

○学校給食共同調理場所長（久保良一君） 久保です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○副町長（砂原 勝君） 以上でございますが、新規課長職が8名と多く誕生してございます。どうか皆さん、よろしくお願いいしたいと思います。

貴重なお時間ありがとうございました。

（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（方川一郎君） ただいまから、平成27年第2回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、黒山久男君、山西二三夫君、及び矢部隆之君を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員から平成27年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（方川一郎君） 日程第4 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫君）〔登壇〕 アリスト本別ゴルフ倶楽部の状況についての行政報告をさせていただきます。

株式会社美蘭別リゾートが経営いたしますアリスト本別ゴルフ倶楽部の状況についてです。

先般、4月9日、同社社長、幹部役員、系列関係会社の役員が来町されまして、ゴルフ場の営業につきまして、今季はクローズする旨の申し入れを受けたところであり

ます。

理由といたしましては、この間、ゴルフ場利用者の減少が続いたこと、それに加え、東日本大震災を契機に、系列会社が経営いたします福島県のゴルフ場の経営環境が悪化したことにより、資金の支援が得られなくなったということでもあります。

今後につきましては、会社そのものは存続をさせながら、現施設の休業による影響も考慮し、なるべく早い期間内に用途変更も視野に入れた方向性を検討していくとの説明がございました。

アリスト本別ゴルフ倶楽部は、平成15年秋に仮オープンをし、本町初となるゴルフ場で、これまで地元のスポーツ施設として町内はもとより、町外からのゴルフ愛好家の方々にも親しまれてきたところであります。本町といたしましても、知名度の向上、交流人口の増加に加え、地域経済の振興に寄与して頂いたことに対し、感謝の意を表するものでもあります。

また、恒例となっておりましたアリスト本別会の支援ゴルフ会や町民ゴルフ大会等を通じて、町民相互の親睦やコミュニティー醸成にも大きな役割とその機会を担って頂いたものと考えております。

本町といたしましては、今後、必要に応じ適切な意思疎通を図り、情報収集に努めて参りたいと思っておりますし、ゴルフ場のより良い方向性を、利用方策が見出されることに期待をし、この推移を見守って参りたいと存じますので、議員各位におかれましても、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（方川一郎君） 日程第5 承認第1号専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 承認第1号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、昨年4月の臨時会におきまして、地方税法の改正による本別町税条例の一部改正についてを議決頂きましたが、この中で、軽自動車税の改正の内容といたしまして、オートバイ、トラクター等につきましては平成27年度から増税し、四輪の軽自動車税につきましては平成27年4月1日以後に購入したものにつ

いて、平成28年度課税分から増税となるものでございました。

増税時期が異なった主な理由といたしましては、オートバイ、トラクター等につきましては、車検制度が無く、最初の登録年月が分かりませんが、軽自動車につきましては車検証により最初の登録日が判明できるため、ということでした。

この考え方に対しまして一部から、同じ軽自動車税の括りの中で増税時期が異なるのは不公平ではないかとの意見が出されまして、昨年12月の閣議決定においてオートバイ、トラクター等の増税時期について1年先送りすることが決定されました。このことを受けまして、昨年の改正条例により本年4月1日から施行されることが既に決まっておりましたため、これを1年延長するためにはことしの3月31日までに新たな改正条例を公布しなければならない旨、総務省から通知が出されました。しかし、地方税法自体の改正法案の公布が3月31日であり、臨時会への提案は不可能な状況であったため、1年先送りする部分の改正条例を3月31日付けで専決処分をさせていただいた次第であります。

今回の改正によりまして、二輪、トラクター、軽自動車等に係る軽自動車税の増税は、一律平成28年度課税分から実施されることとなります。

なお、その他の改正につきましては、このあとの議案第40号で提案させていただきますので、宜しくお願いいたします。

それでは、改正文を朗読し提案に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

本別町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分に限る。）及び同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2、新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分に限る。）同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則。

この条例は、平成27年3月31日から施行する。

以上で提案説明とさせていただきます。

宜しくお願い致します。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件（本別町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）については、報告のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第2号

○議長（方川一郎君） 日程第6 承認第2号専決処分の承認を求める件（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正）についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

本条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、製造の事業、情報通信技術利用事業、旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、過疎地域の自立促進を図るため、固定資産税の課税について特例を設けております。

このたびの改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正により特例措置が更に2年間延長されることとなりましたが、現行条例が平成27年3月31日で失効することから、改正が急がれたため専決処分を行ったものでございます。

なお、課税免除の対象となりますのは、設備等を構成する固定資産の取得価格が2,700万円を超えるもの、家屋及び償却資産を新設又は増設した者について、当該適

用設備及び当該家屋の敷地である土地の固定資産税について、新たに固定資産税を課せられることになった年度から3年間固定資産税を免除をするというものです。なお土地につきましては、取得後1年以内にその土地に当該家屋の建設の着手があった場合に限るということになっております。

最近の適用事例といたしましては、双日北海道与志本株式会社の家屋のうち、製材工場部分とベルトコンベア等の償却資産につきまして、平成26年度課税分から適用しております。

それでは、改正文を朗読し提案に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則。

この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これから、討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。
これから、承認第2号専決処分の承認を求める件（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。
したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件（過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正）については、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第40号

○議長（方川一郎君） 日程第7 議案第40号本別町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 議案第40号本別町税条例等の一部改正につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

この度の改正は、地方税法の改正を受けて行うもので、まず最初に、今回改正を行う主な内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、番号法改正に伴う条文の所要の措置を行っております。

それから、法改正による条、項のズレの整備を行っております。

それから、個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限の延長。これにつきましては、平成26年4月に消費税が5パーセントから8パーセントに引き上げられて以降、住宅投資への影響の平準化、緩和策として住宅ローン減税の拡充措置が取られ、消費税率の引き上げ時には十分な対策を取る、ということとなっております。

平成26年4月から平成29年12月までの間は所得税の課税総所得金額等の7パーセント、13万6,500円を控除限度額として施行されておりましたけども、消費税の10%への引き上げ時期が延長されましたことから、現行の住宅ローン減税の適用期限を平成29年12月までだったものを平成31年6月まで、1年6カ月延長するものでございます。また、所得税の適用期限につきましても同様に延長措置が取られたところであります。

なお、個人住民税の減収分につきましては、地方特例交付金によりまして全額国費で補填されることとなっております。

次に、ふるさと納税の申告特例についての規定の整備でございますけども、特例控除額の上限額を個人住民税所得割の1割から2割に引き上げるもので、平成27年1月1日以後に行われたふるさと納税に対しまして、平成28年度分の個人住民税から適用されます。

また、給与所得者で確定申告が必要ないと見込まれる方がふるさと納税を行った場合の確定申告手続きの簡略化を図るため、ワンストップ特例制度が設けられまして、平成27年4月1日から適用されます。この制度は、納税者がふるさと納税をした場合、ふるさと納税先の市町村等に定められた書面により控除申請の要請を行うことで、納税者の確定申告手続きが不要となるものでございます。手続き的には、ふるさと納税先の市町村等が納税者の要請によりまして、納税者の住所地の市町村にふるさと納税情報の通知を行い、住所地の市町村はふるさと納税者に対する翌年度の住民税を所得税分と合わせて減額するものです。なお、この制度につきましてはマイナンバー、マイポータル制度を活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入されたものでございます。

続きまして、土地に対して課する固定資産税の特例、宅地等に対して課する固定資

産税の特例、農地に対して課する固定資産税の特例につきましては、適用期間をそれぞれ27年度から29年度までの3年間、この部分について期間の延長の改正を行うものです。

この制度は、本来課税標準となるべき評価額よりも、前年度の課税標準額がかけ離れている場合、一定の計算方法によりまして課税標準額を評価額に近づけていこうとするもので、地域や土地により、ばらつきのある負担水準を徐々に上昇させ負担調整措置を講ずるものでございます。

続きまして、軽自動車の一定の環境性能を有する四輪車等について、グリーン化特例、軽課、税金を軽くする規定の整備でございまして。

平成27年度に新規取得しました一定の環境性能を有する軽四輪等につきまして、その燃費性能に応じたグリーン化特例というものが設けられました。これは28年度限りの制度となっております。内容といたしましては、軽の乗用車につきましては、電気自動車が税率おおむね70パーセント軽減する。それから平成32年度燃費基準プラス20パーセント達成車につきましては、税率をおおむね50パーセント軽減。平成32年度燃費基準達成車につきましては、税率をおおむね25パーセント軽減いたします。それから、軽の貨物車につきましては、電気自動車等につきましては、税率おおむね75パーセント軽減。平成27年度燃費基準プラス35パーセント達成車は、50パーセント軽減。平成27年度燃費基準プラス15パーセント達成車は、25パーセントを軽減するという内容となっております。

なお、この特例につきましては、自動車税のグリーン化特例の終期に合わせる形で導入されたことを踏まえまして、消費税率10パーセント段階で導入される予定であります自動車税、軽自動車税に係る環境性能割と整合的なものとなるよう、環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例と合わせて見直すこととなっております。

続きまして、たばこ税の特例税率の廃止でございまして。

平成22年10月のたばこ税率引き上げに伴います小売価格の大幅な引き上げ以降、紙巻たばこの販売数量が減少する中、低価格で販売されている紙巻たばこ旧3級品、銘柄といたしましては、わかばですとか、エコー、ゴールデンバット、しんせい等6品目ありますけども、これらの販売数量が急増しており、旧3級品に係る国及び地方のたばこ税の特例税率が廃止されることとなりました。

なお、この改正は、平成28年4月1日から施行されますが、激変緩和の観点から3年間の経過措置が設けられております。

経過措置後の平成31年4月1日からは、旧3級品の国、地方を合わせた税率等が百数十円ほど引き上げられることとなっております。参考までに現在の旧3級品の銘柄ごとの小売価格を申し上げますと、わかばが260円、エコー、しんせいが250円、ゴールデンバットが210円となっております。

以上で本条例改正の概要の説明とさせていただき、条文の朗読により提案に代えさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) ただいま大住啓一君から説明を省略する旨の動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号本別町税条例等の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第40号本別町税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号本別町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第41号

○議長(方川一郎君) 日程第8 議案第41号本別町国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

○住民課長(千葉輝男君) 議案第41号本別町国民健康保険税条例等の一部改正につきまして、提案内容の説明をさせていただきます。

この度の改正は、地方税法の改正を受けて行うもので、始めにその内容について御

説明をさせていただきます。

1点目は、国民健康保険税限度額を4万円引き上げる改正となっております。

高齢化によりまして医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が伸びない状況の中、例えば、保険税負担の上限を引き上げずに保険料収入を確保するとした場合は、高所得者の負担と比較しまして、中間所得層の負担がより重くなることとなります。一方、賦課限度額を引き上げることとすれば、高所得層により多くの負担を求めることとなる反面、中間所得層に配慮した保険税設定が可能となります。

これらのことを考慮いたしまして、今回の改正におきましては、これまでの最大引き上げ幅と同額の4万円の引き上げを行うこととし、その内容といたしまして、基礎課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税限度額を14万円から16万円に、それぞれ引き上げる改正となっております。

2点目といたしまして、低所得者層への軽減判定所得の改正についても実施されます。国民健康保険税は、均等割額及び平等割額からなる応益割と、所得割及び資産割からなります応能割の合計額によって賦課されておりますけれども、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割の部分につきまして7割、5割、2割を軽減しております。

今回の改正におきましては、5割軽減の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を24万5千円から26万円に、2割軽減では45万円から47万円に引き上げるによりまして軽減判定所得の幅を広げ、軽減対象者の拡大を図るものでございます。

それでは、改正条文の朗読を持って提案に代えさせていただきたいと思っております。

本別町国民健康保険税条例等の一部改正について。

本別町国民健康保険税条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第21条第1項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則。

施行期日。

1項、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

適用区分。

2項、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険

税については、なお従前の例による。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正。

3項、本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1条を次のように改め、附則第2条を附則第2項とする。

ここは条文の整理でございます。

施行期日。

1項、この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

これは平成25年に改正いたしました部分を、また改めて施行日を改正するものでございます。

以上で、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（方川一郎君） これから、質疑を行います。

阿保静夫君。

○10番（阿保静夫君） 昨年の実績等から、影響額等の推計などがあれば伺いたいと思います。

○議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

○住民課長（千葉輝男君） 限度額の部分につきましては、超過世帯数が113世帯、このうち109世帯が51万円から52万円になります。そのほか4世帯につきましては、52万円まではいきませんが、51万円を超えるというような形になります。

それから金額につきましてはですね、推計でございますけども、110万5,089円、これが医療分となっております。

それから支援分につきましては、世帯数が、国保税増額となるのは8世帯、それで影響額が72万3,547円。

介護分につきましては、2世帯で9万7,102円となっております。

それから軽減判定分につきましては、まず2割軽減におきまして、世帯数は3世帯減って、5割軽減のほうに移行します。2割軽減の被保険者数につきましては、1名影響が出てきます。5割軽減につきましては、12世帯が2割軽減世帯から5割軽減世帯へ移行し、被保険者数が22名。

軽減額につきましては、5割軽減が41万1,200円、軽減額が増えます。2割軽減につきましては1万5,760円が減額となります。

以上でございます。

○議長（方川一郎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第41号本別町国民健康保険税条例等の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号本別町国民健康保険税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 同意第2号

○議長(方川一郎君) 日程第9 同意第2号教育委員会教育長任命について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前10時40分)

再開宣告(午前10時40分)

○議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長ご登壇ください。

○町長(高橋正夫君)[登壇] 同意第2号 教育委員会教育長任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会教育長として、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの中野博文さんを、人格、識見とも適任と判断し、新任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるために提案させていただきました。

御同意いただきますように、よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(方川一郎君) これから、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、同意第2号 教育委員会委員長任命について同意を求める件を採決します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 大住啓一君。

○4番(大住啓一君) この採決は、無記名投票を求める動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) ただいま、大住啓一君から、採決は無記名投票することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

したがって、同意第2号 教育委員会教育長任命について同意を求める件は、会議規則第81条第2項の規定によって、無記名投票で採決します。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(方川一郎君) ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、林武君及び篠原義彦君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配付)

○議長(方川一郎君) 念のため申し上げます。本件を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。

投票中、白票など賛否を表明しない投票及び氏名の記載など賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、「否」とみなします。

繰り返して申し上げます。本件を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(方川一郎君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(方川一郎君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長(鷲巣正樹君) それでは、読み上げます。

1番、矢部隆之議員、2番、藤田直美議員、3番、篠原義彦議員、4番、大住啓一議員、5番、山西二三夫議員、6番、黒山久男議員、7番、小笠原良美議員、8番、方川英一議員、9番、高橋利勝議員、10番、阿保静夫議員、11番、林武副議長。

(投票)

○議長（方川一郎君） 以上、終わります。

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（方川一郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

林武君及び篠原義彦君、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（方川一郎君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 11 票、有効投票 10 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち賛成 7 票、反対 3 票であります。

以上のおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 教育委員会教育長任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（方川一郎君） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前 10 時 57 分）

再開宣告（午前 10 時 57 分）

○議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで教育長に選任されました中野博文君から発言を求められておりますので、これを許します。

中野博文君、御登壇ください。

○教育長（中野博文君）〔登壇〕 おはようございます。

まずは、厳粛なる町議会の議場におきまして、御挨拶を申し上げる機会をいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

また、先ほど人事案に御同意をいただきましたことを、心から厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

今、再び教育行政を担うこととなりまして、改めてその重責に身の引き締まる思いでございます。

さて、近年法律の改正や、国から示される新たな施策の対応に日々追われるという状況でございますが、今後におきましても、先般 4 月 1 日に施行されました新制度によります教育委員会の組織を適切に運営する中で、確かな学力の向上と、心豊かで、みずから考え判断し、たくましく生きる力を身につけるための、特色ある学校づくりを推進するとともに、町の力を引き出す社会教育の充実を目指してまいります。

いずれにいたしましても、教育行政を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、多く

の課題を抱えておりますが、地域、家庭、学校が一体となって、大人から子供までともに日々学ぶといった、本別学びの日の趣旨を念頭に入れながら、教育委員会といたしまして果たさなければならない使命を達成するため、もとより浅学非才の私ではありますが、これまでの4年間の勤めにおいて、反省すべきは反省し、心を新たに、精神誠意、最大限の努力をする覚悟であります。

今後とも、町議会議員の皆さまの益々の御指導、御支援を心からお願い申し上げます。お礼とお願いの御挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしく願いたします。

ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（方川一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前11時01分）

地方自治法第125条第2項の規定により署名する。

平成27年 4月23日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 矢 部 隆 之